

2023年10月16日

東京都知事 小池百合子様

生活クラブ生活協同組合・東京
理事長 加瀬 和美

2024年度東京都予算編成に関する提案

東京都におかれましては、日頃より生協へのご支援・ご指導をはじめとする消費生活の安定と向上のための取組みに対し敬意を表します。

私たち生活クラブ生活協同組合は、1968年の生協設立以来、組合員自身の手による運営を基本とし、共同購入事業を通して豊かな地域づくりに向けた取組みをすすめてきました。また、暮らしを取り巻くさまざまな課題に関する情報提供を行ない、都民自身が実践を通して解決できることは広く行動を呼びかけ、また社会制度として必要と思われる課題については組合員の声をまとめて自治体議会や国会などに届ける活動をすすめてきました。

このたび、東京都における2024年度の予算編成の検討にあたり、都民の生活の文化的経済的改善向上をはかるために、私たちの事業・活動を通して学び・獲得した視点から提案をまとめました。ぜひとも2024年度の東京都予算に盛り込んでいただけますようお願いいたします。

以上

2024年度東京都予算編成に関する提案

生活クラブ生活協同組合・東京

I. 東京の農業を守り育てる

1. 都市農業の推進と環境に配慮した有機農業への転換に向けて

(1) 農家の後継者不足・新規就農支援の継続

農業資材の高騰が進む中、販売価格への転嫁がしきれず、農家・農業者が経済的に厳しい状況であるため、新規の参入や後継者不足が続いています。都市農業者では、土地運用が収入の柱であり、新規参入の農家は経済的な運用が難しい面もあります。新規就農者の支援とともに、持続可能な農業経営、農業で生計が立てられる具体的な仕組みを早急に検討してください。

(2) 休耕地から農地への転用補助について

東京都内、特に多摩地域では多くの休耕地が存在しています。休耕地と新規就農希望者をマッチングさせ、耕地にしていく取組みが重要ですが、実際に休耕地を農地にする際には時間・人手・費用が必要で、新規就農者の負担になります。現在は市区町村向けの補助事業が行われていますが、新規就農者を直接支援できる仕組みを検討ください。

(3) その他 多面的な農地の活用について

農地の機能を残す、農に触れる機会を増やす場として、コミュニティファームなどの活動も有効だと考えますが、受け入れ側（農家）の負担が大きいことから、受け入れ側である農家・農業者の理解促進、および予算補助など、支援する政策、体制づくりを進めてください。

(4) 東京産農産物流通補助の拡充

23年度予算では、都内の農家から農産物を仕入れ、都内・都心で販売する物流業者への補助の提案がありましたが、当該の事業者に出会えない農家では依然として物流費用の負担が残ります。燃料費をはじめ物流にかかる費用が高騰する中、農家が農産物を出荷するための費用の負担軽減のため、農家・農業者に直接補助するなど、その仕組みを導入してください。

2. 学校給食等への地場産野菜の活用について（生産―流通―活用する仕組みと資金的支援）

地産地消の一部として、東京都産農産物消費拡大事業では「東京産農産物の学校給食への提供」としてその補助金が活用できるとされていますが、それだけでは不十分であると考えます。農家・農業者の安定的な経営を維持し守るとともに、子ども達の健康を支えるための

重要な食材確保の手段として、東京都として強く推進してください。

学校給食等への地場野菜の活用について、東京都として推進していくため、東京都内の小中学校で都内産農作物を単発でも出荷でき、流通し活用できるよう、その取り組みを支援する具体的な仕組みを検討してください。

Ⅱ. 遺伝子組み換え作物・ゲノム編集作物について

日本国内では食用の遺伝子組み換え作物の商業栽培の実態は無いものの、新たにゲノム編集作物の商用利用がトマトやトウモロコシ、魚介類で届出されており、食品表示の義務もありません。有機 JAS の規定では種子や苗、種菌、培地などは「組換え DNA 技術を用いて生産されたものでない」が条件とされていますが、当該の農家が種苗への表示がないためにゲノム編集作物を栽培してしまった場合や、周辺農家との交雑が起こった場合は、有機 JAS の規定から外れてしまうことになります。付加価値をつけた農家の取り組みを阻害しかねないゲノム編集作物の栽培について、東京都から注意喚起を進めるとともに、ゲノム編集作物及びその種苗などの表示を徹底してください。

Ⅲ. 地域福祉

1. 子ども・子育て支援

(1) 保育従事職員宿舎借上げ支援事業

生活クラブ生協が運営する都内 5 か所の保育園においても、合計 23 名の職員がこの制度による借上げ宿舎を利用しており、人材の採用と定着に大変効果ある制度であると実感しています。

新規採用のみならず、人事異動による転居の際の支えにもなっており、管理職での利用者も複数います。保育従事職員宿舎借上げ支援が継続されない場合は、経験を積んできた職員が転職していくことも予想されます。

今後の制度のあり方の検討に当たっては、ぜひ東京都として利用実態を調査していただき、制度の効果を把握して頂いたうえで、家賃の高い東京での保育士確保と定着のための制度として継続して下さるよう、国への提言と東京都としての予算確保をお願いします。

2. 生活困窮者支援

(1) 困りごとのベースにある経済的な困窮に対する支援

生活にお困りの方のベースには経済的な困難を抱えている方が多く、家計に関する支

援が求められています。生活困窮者支援としては、「生活困窮者自立支援事業」のほか「重層的支援体制整備事業」「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」などがあり、どの事業にも家計に関する支援が必要になります。しかし、それを事業ごとに予算配置することで、予算の確保が難しくなることのないよう、横断的に制度を捉え、予算確保の難しさから家計支援が受けられないといったことがないよう、家計に関する支援への予算配置をお願いします。

(2) 家計に関する支援を行う家計改善支援員への後方支援

コロナ禍に行った特例貸付の償還が令和5年1月から始まっており、その返済に苦しむ方からの相談が増えています。また、コロナ禍以降は、外国人や自営業者からの相談が自治体にも舞い込むようになり、相談が複雑で多様化しています。特に家計に関しては利用できる制度にも制限があるなど、制度の利用だけでの支援は難しくなっています。そのため、家計改善支援員へのスーパーバイズなど後方支援が重要になってきます。家計改善支援員の経験値の違いによって支援にばらつきがでないよう、後方支援事業に対する予算措置をお願いします。

3. 子どもの育ち・参加の促進

東京都子ども基本条例の第十条（子どもの意見表明と施策への反映）、第十一条（子どもの参加の促進）について、施策がすすむよう予算措置の検討をお願いします。

都は、子どもの権利条約を踏まえ、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、子どもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとするがあります。また第十四条では国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、子どもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとするがあります。全ての市区町村で子どもの権利に関する条例が制定されるよう、東京都でイニシアチブをとり必要な予算措置の検討を要望します。また条例の制定後、各市区町村において、教育現場や子どもに関わる人たちへの周知が進むよう推進してください。

IV. 環境

1. CO₂排出削減・再生可能エネルギーの推進・省エネ政策

(1) 脱原発・再エネ推進に向けて国へ提案を

東京都として国より先行し、2030年までに再生可能エネルギー比率50%を目指している点を評価します。その取り組みを全国に広げるためにも、国に対し再エネ推進の取り組みを早急に進めることを提案してください。また基幹電源が原子力・石炭火力であることが再エネ普及を阻害しています。脱原子力・脱石炭火力への早急な転換及び再生可能エネルギーを基幹電源と位置付けるよう国に提案してください。

(2) ソーラーシェアリング推進政策を

東京都では、太陽光パネルの設置を推進していますが、ソーラーシェアリングについては都内での先行事例が少ない状況です。2030年までに再生可能エネルギー比率50%を実現するためには、その取り組みを進める必要があります。農地を守り農業経営の持続可能性を高めるとともに再生可能エネルギーの普及、拡大のためにも、東京都でも部署間や市区町村との連携を深め、農地が多く残る市部での営農型太陽光発電やソーラーシェアリングの推進に向けた政策を進めてください。

(3) 食品ロスを減らす企業への支援を

CO₂ 排出削減の取組みの一つとして、東京都でも食品ロスを減らす対策に取り組んでいますが、食品ロスの背景には「大量生産・大量消費」の意識や仕組みを転換する必要があります。大量生産・大量消費や廃棄処理による多くのエネルギー負荷がかかることを市民・企業がともに理解し、商習慣・生活習慣を見直し、生活に必要な量のみを作り、食べることでフードロスを削減してCO₂ 排出やエネルギー消費を削減する仕組み作りを進めてください。

2. 脱プラスチックの推進

(1) プラスチックの削減を

ペットボトルを生産したメーカーがペットボトルを資源として有効に回収・リサイクルできる仕組みを確立し、路上や河川・海などに廃棄されるペットボトルを減らすためにも、発生の抑制・使用の削減やデポジット制度の取組みを企業が整備できるよう補助制度を含めた政策を進めてください。

(2) ポイ捨て禁止への啓発推進を

ポイ捨てなどにより捨てられたプラスチック製品は、放っておくと河川に流れ出しマイクロプラスチック発生の要因になります。市民に対しその問題提起を進め、安易なポイ捨て防止・ごみ拾いの励行を進めてください。

(3) 河川のマイクロプラスチックのモニタリングを

東京都ではマイクロプラスチックに関する独自調査を実施しているとのことでしたが、年1回では傾向の把握は困難だと思われます。気象状況によっても左右されることが予想されるため、日次でのモニタリングを行い状況把握に努めてください。

3. 有害化学物質への対策

(1) 有機フッ素汚染の対策を

内閣府食品安全委員会のもとで有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループが開催され、健康影響評価などが検討されています。東京都でも井戸水などで基準値を超える水が検出されるなどの実態があるため、東京都としても率先して健康被害の影響・汚染の動向の把握をすすめてください。

(2) 香害対策を

洗剤・柔軟剤などに含まれる香料の香りに悩まされ、体調不良を訴えている方がいます。香料の成分・内容物は企業秘密とされ、また少量であることから公表・公開されていないことも多く、原因物質が特定できないなどにより対策がとりにくい現状があります。東京都として企業に情報開示を求め、情報開示・公開ができるような仕組みづくりなど、その対策を進めてください。

(3) 公共施設・学校などでの無添加せっけん利用の推進を

手洗い用の洗浄剤には、香料や合成界面活性剤が使用されているものもあります。環境負荷を軽減するとともに、使用者の健康に寄与するためにも、公共施設や学校などでの無添加せっけんの導入を進めてください。

V. 生協の宅配車両の配達中の駐車規制の緩和について

生協の宅配は、生活必需品をそれぞれの家庭へ安全に届けるエッセンシャルワークの一つであり、多くの自治体での見守り協定も締結し、地域の安全・安心に貢献しています。しかし、必需品を届け、地域の見守りを行う配達中において、道路交通法にもとづく駐車規制が生協の配送事業に大きな影響を与えています。抜本的な緩和措置が講じられるよう以下を要望します。

- (1) 社会生活の維持のために事業を担う生協の配送車両の駐車規制に関して、引き続き、抜本的な緩和措置が講じられるよう検討ください。特に、駐車後5分以内で標章発行されている事例が少なくない実態が明らかになっており、東京都としても各警察署や関係機関と連携し、駐車監視員による標章発行が現場で適正に運用されているのか実態を正確に把握し、駐車後10分程度の短時間での標章発行は行わない等、必要な指導を行うことを要請します。
- (2) 荷捌き用の駐車スペースは徐々に増設されていますが、さらに都内数百箇所の荷捌き駐車スペースについて速やかに増設が実現するよう引き続き検討をすすめてください。
- (3) 東京都内の駐車取り締まりの現状について、駐車実態に即した公平かつ適正な対応となっているか情報共有し、認識を共有するために東京都、警視庁、関連事業者等を含めた定期的な協議の場を設けてください。

以上